

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年1月26日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第68号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号1及び2中「領収書」を「領収証書」に、

「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
----------	--	----------	--------

」を「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
		市区町村 コード	

」に、

「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
一括納付分			

」を「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
一括納付分		市区町村 コード	

」に改め、同

様式3及び4中「領収書」を「領収証書」に、「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
----------	--	----------	--------

」

を「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
		市区町村 コード	

」に、「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
分			

」を

「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
分		市区町村 コード	

」に改め、同様式5中「領収書」を「領収証書」

に、「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
----------	--	----------	--------

」を「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
		市区町村 コード	

」に改め、

同様式8中「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
徴収簿ページ			

」を「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
		市町村 コード	

」に改め、

同様式9中「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
----------	--	----------	--------

」を「領収証書」に改め、

同様式9中「

口座 番号		加入 者名	京都市収入役
		市町村 コード	

」を「領収証書」に、

税 額			
款	項	目	節
延滞金			
款	項	目	節
不申告加算金等			
款	項	目	節

を

税 額				
款	項	目	節	細節
延滞金				
款	項	目	節	細節
不申告加算金等				
款	項	目	節	細節

に改める。

様式第3号1備考以外の部分中

税額	市民税	税額控除等	円	均等割額	円	所得割額(税額控除等控除後)	円	計	円
	府民税	税額控除等	円	均等割額	円	所得割額(税額控除等控除後)	円	計	円
	年税額		円	内特別徴収税額		円	差引普通徴収税額		円

を

税額	市民税	税額控除等	円	均等割額	円	所得割額(税額控除等控除後)	円	計	円
	府民税	税額控除等	円	均等割額	円	所得割額(税額控除等控除後)	円	計	円
	年税額		円	内特別徴収税額		円	差引普通徴収税額		円
所得割から控除しきれなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額									

に改

め、同様式1備考及び同様式2備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加え、同様式3備考以外の部分中

口座番号	加入者名	京都市	区収入役
			徴収簿ページ

を

口座番号	加入者名	京都市	収入役
		市区町村	コード

に、「領収

書」を「領収証書」に改め、同様式3備考1、同様式4備考、同様式5備考、同様式6備考及び同様式7備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加え、同様式8備考以外の部分中「領収書」を「領収証書」に、

口座番号	加入者名	京都市	収入役
------	------	-----	-----

を

口座番号	加入者名	京都市	収入役
		市区町村	コード

に改め、同

様式8備考及び同様式9備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加え、同様式10備考以外の部分中

口座番号	加入者名	京都市	収入役
			徴収簿ページ

を

口座番号	加入者名	京都市	収入役
		市区町村	コード

に、「領収

書」を「領収証書」に改め、同様式10備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加える。

様式第4号の2 1備考、同様式2備考及び同様式4備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加える。

様式第13号備考中「及び」を「並びに」に改め、「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加える。

様式第17号備考以外の部分中

口座 番号		加入 者名	京 都 市 (区) 収入役
----------	--	----------	------------------

」を

口座 番号		加入 者名	京 都 市 (区) 収入役
		市区町村 コード	

に、「領収書」を「領収証書」に、

款 項 目 節		
------------------	--	--

を

款 項 目 節 細節		
------------------------	--	--

に改め、同様式備考

中「及び」を「並びに」に改め、「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加える。

様式第25号備考1中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加え、同様式別表（裏面）備考以外の部分中

「(注) 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。」を  
 「(注) 1 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。  
 2 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、上記の計算方法の「所得割額⑥」より控除されます。  
 なお、表面の税額欄「所得割額⑥」には、控除後の税額が記載されています。」に、

障 害 者 控 除 (特別障害者の場合)	26万円 30万円
老 年 者 控 除	48万円
寡 婦 (寡夫) 控 除 (特別寡婦の場合)	26万円 30万円
勤 労 学 生 控 除	26万円
基 礎 控 除	33万円

◎税額控除(配当控除)

種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	2%	0.8%	1%	0.4%
私 募 証 券 投 資 信 託 等 外貨建等証券 投資信託以外	1%	0.4%	0.5%	0.2%
外貨建等証券 投資信託	0.5%	0.2%	0.25%	0.1%

	所 得 金 額	控 除 額
	配 除 対 象 配 偶 者 特 別 控 除	0～99,999円
100,000～149,999円		28万円
150,000～199,999円		23万円
200,000～249,999円		18万円
250,000～299,999円		13万円
300,000～349,999円		8万円
350,000～379,999円		3万円
380,000円		0円
380,001～449,999円		33万円
450,000～499,999円		31万円
そ の 他 の 配 偶 者	500,000～549,999円	26万円
	550,000～599,999円	21万円
	600,000～649,999円	16万円
	650,000～699,999円	11万円
	700,000～749,999円	6万円
	750,000～759,999円	3万円
	760,000円～	0円

を

障害者控除 (特別障害者の場合)	26万円 30万円
老年者控除	48万円
寡婦(寡夫)控除 (特別寡婦の場合)	26万円 30万円
勤労学生控除	26万円
基礎控除	33万円
所得金額	
配偶者特別控除	控除額
380,001~449,999円	33万円
450,000~499,999円	31万円
500,000~549,999円	26万円
550,000~599,999円	21万円
600,000~649,999円	16万円
650,000~699,999円	11万円
700,000~749,999円	6万円
750,000~759,999円	3万円
760,000円~	0円

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		2%	0.8%	1%	0.4%
証券投資等	外貨建等証券投資信託以外	1%	0.4%	0.5%	0.2%
	外貨建等証券投資信託	0.5%	0.2%	0.25%	0.1%

に改め、同表(裏)

◎配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	2/3	1/3

面)備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加える。

様式第25号の2備考1中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加え、同様式別表(裏面)備考以外の部分中

(注) 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

(注) 1 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

2 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、上記の計算方法の「所得割額◎」より控除されます。

なお、表面の税額欄「所得割額◎」には、控除後の税額が記載されています。

障害者控除 (特別障害者の場合)	26万円 30万円
老年者控除	48万円
寡婦(寡夫)控除 (特別寡婦の場合)	26万円 30万円
勤労学生控除	26万円
基礎控除	33万円

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		2%	0.8%	1%	0.4%
証券投資等	外貨建等証券投資信託以外	1%	0.4%	0.5%	0.2%
	外貨建等証券投資信託	0.5%	0.2%	0.25%	0.1%

配偶者特別控除	控除対象配偶者	0~99,999円	33万円		
		100,000~149,999円	28万円		
		150,000~199,999円	23万円		
		200,000~249,999円	18万円		
		250,000~299,999円	13万円		
		300,000~349,999円	8万円		
		350,000~379,999円	3万円		
		380,000円	0円		
		その他の配偶者	控除対象配偶者	380,001~449,999円	33万円
				450,000~499,999円	31万円
500,000~549,999円	26万円				
550,000~599,999円	21万円				
600,000~649,999円	16万円				
650,000~699,999円	11万円				
700,000~749,999円	6万円				
750,000~759,999円	3万円				
760,000円~	0円				

を

障害者控除 (特別障害者の場合)	26万円 30万円
老年者控除	48万円
寡婦(寡夫)控除 (特別寡婦の場合)	26万円 30万円
勤労学生控除	26万円
基礎控除	33万円

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		2%	0.8%	1%	0.4%
証券投資等	外貨建等証券投資信託以外	1%	0.4%	0.5%	0.2%
	外貨建等証券投資信託	0.5%	0.2%	0.25%	0.1%

に改め、同表(裏)

◎配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	2/3	1/3

面)備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加える。

様式第26号の2備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加える。

様式第27号備考1中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加え、同様式別表(裏面)備考以外の部分中

「(注)分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。」を「(注)1 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。2 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、上記の計算方法の「所得割額⑥」より控除されます。なお、表面の税額欄「所得割額⑥」には、控除後の税額が記載されています。」に、

障害者控除 (特別障害者の場合)	26万円 30万円
老年者控除	48万円
寡婦(寡夫)控除 (特別寡婦の場合)	26万円 30万円
勤労学生控除	26万円
基礎控除	33万円

種類	課税所得金額 1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	2%	0.8%	1%	0.4%
私証券投資等 外貨建等証券 投資信託以外	1%	0.4%	0.5%	0.2%
	0.5%	0.2%	0.25%	0.1%

	所得金額	控除額
	配偶者特別控除	0～99,999円
100,000～149,999円		28万円
150,000～199,999円		23万円
200,000～249,999円		18万円
250,000～299,999円		13万円
300,000～349,999円		8万円
350,000～379,999円		3万円
380,000円		0円
380,001～449,999円		33万円
450,000～499,999円		31万円
その他の配偶者	500,000～549,999円	26万円
	550,000～599,999円	21万円
	600,000～649,999円	16万円
	650,000～699,999円	11万円
	700,000～749,999円	6万円
	750,000～759,999円	3万円
	760,000円～	0円

障害者控除 (特別障害者の場合)	26万円 30万円
老年者控除	48万円
寡婦(寡夫)控除 (特別寡婦の場合)	26万円 30万円
勤労学生控除	26万円
基礎控除	33万円

種類	課税所得金額 1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	2%	0.8%	1%	0.4%
証券投資等 外貨建等証券 投資信託以外	1%	0.4%	0.5%	0.2%
	0.5%	0.2%	0.25%	0.1%

	所得金額	控除額
	配偶者特別控除	380,001～449,999円
450,000～499,999円		31万円
500,000～549,999円		26万円
550,000～599,999円		21万円
600,000～649,999円		16万円
650,000～699,999円		11万円
700,000～749,999円		6万円
750,000～759,999円		3万円
760,000円～		0円

区分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	2/3	1/3

面)備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加える。

様式第31号備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加える。

を

に改め、同表(裏

様式第34号1中

「 なお、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、この通知書を受けた日から60日以内に文書により京都市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。」

を

「 なお、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に文書により京都市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に審査の申出をすることができます。審査の申出に係る審査委員会の決定の取消しの訴えは、当該決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（審査委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」

に改め、同様式2中

「 また、価格について不服があるときは、審査委員会の決定後にその取消しの訴えによってのみ争うことができますが、審査委員会が審査の申出を受けた日から30日以内に審査の決定をしないときは、当該申出を却下する旨の決定があったものとみなして当該訴えを提起することができます。」

「 なお、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、この通知書を受けた日から60日以内に文書により京都市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。」

を

「 なお、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に文書により京都市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に審査の申出をすることができます。審査の申出に係る審査委員会の決定の取消しの訴えは、当該決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（審査委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」

に改める。

「 また、価格について不服があるときは、審査委員会の決定後にその取消しの訴えによってのみ争うことができますが、審査委員会が審査の申出を受けた日から30日以内に審査の決定をしないときは、当該申出を却下する旨の決定があったものとみなして当該訴えを提起することができます。」

様式第46号備考及び様式第50号備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を加える。

様式第51号備考以外の部分中

口座番号		加入者名	京都市 収入役
			徴収簿ページ

を

口座番号		加入者名	京都市 収入役
		市区町村コード	

に、「領収書」を「領収証書」に改め、同様式備考

中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者，出訴期間等」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は，平成17年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則様式第3号1備考以外の部分，様式第25号別表，様式第25号の2別表及び様式第27号別表は，平成17年度分の個人の市民税から適用し，平成16年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

##### (経過措置)

- 3 従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

(理財局税務部主税課)